

# 国土交通委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	興石	東 (民主)	佐藤	泰三 (自民)	田名部	匡省 (民主)
理事	岩城	光英 (自民)	齊藤	滋宣 (自民)	藤井	俊男 (民主)
理事	鈴木	政二 (自民)	田村	公平 (自民)	山下	八洲夫 (民主)
理事	池口	修次 (民主)	鶴保	庸介 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	大江	康弘 (民主)	藤野	公孝 (自民)	大沢	辰美 (共産)
理事	森本	晃司 (公明)	松谷	蒼一郎 (自民)	富樫	練三 (共産)
	上野	公成 (自民)	脇	雅史 (自民)	淵上	貞雄 (社民)
	木村	仁 (自民)	北澤	俊美 (民主)		
	杵掛	哲男 (自民)	佐藤	雄平 (民主)		(16. 3. 11 現在)

### (1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出18件（うち本院先議5件）及び衆議院提出（国土交通委員長）1件の合計19件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類279件のうち、1種類92件を採択した。

### 〔法律案の審査〕

**道路公団民営化法案** 平成13年4月、小泉内閣が誕生し、総理主導の構造改革がスタートした。特に道路関係四公団については、「改革の目玉」として、精力的な検討が進められ、同年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、平成17年度までの民営化等の方向が決まった。同閣議決定を受けて、第三者機関として、14年6月に「道路関係四公団民営化推進委員会」が設置された。同委員会は、同年12月、「意見書」を小泉内閣総理大臣に提出した。政府は、「意見書」を基本的に尊重するとの方針の下に、具体的な内容を検討してきたが、15年12月22日、政府・与党申し合わせとして、「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」が決定された。

高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案から成る「道路関係四公団民営化関係4法律案」は、以上のような経緯を踏まえて提出されたものであり、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団を民営化し、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約40兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、新会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担の下で建設すること等を目的とするものである。

委員会においては、4法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣等の出席を求めて質疑を行うとともに、宮城県での地方公聴会、参考人からの意見聴取を行った。委員会で

は、構造改革における道路公団民営化の必要性と妥当性、民営化推進委員会「意見書」との相違点、今後の高速道路整備の在り方、45年以内の債務完済の可能性、利用促進につながる通行料金施策の在り方、高速道路の建設及び管理におけるコスト削減の見通し、新会社の経営自主権の所在とサービスエリア等における事業展開の方向、ファミリー企業への天下り等の是正、公団職員等の雇用の確保策等について質疑が行われ、討論の後、4法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、4法律案に対して附帯決議が付された。

**景観法案** 近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で、景観条例の制定や景観に配慮した都市整備により、良好な景観の形成に向けた取組が進められている。国としても、観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き発揮する「一地域一観光」を推進するための手法として、その取組を進めることとしている。このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、地方公共団体の取組を支援するための法的な仕組みを創設することが要請されていることから、**景観法案及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**が提出された。また、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、**都市緑地保全法等の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、これら「景観緑3法律案」を一括して議題とし、景観法制における条例の位置付け、景観形成事業推進費の活用の在り方、無電柱化の推進に向けた具体的方策、屋外広告物規制の現状とその在り方、農地を含む緑の保全施策の必要性等について質疑が行われ、景観法関係法整備法案について討論の後、景観法案及び都市緑地保全法等改正案は全会一致をもって、景観法関係法整備法案は多数をもって、いずれも可決された。なお、3法律案に対して附帯決議が付された。

**都市・地域整備** 三位一体改革の一環として、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てる交付金制度の創設等の措置を講ずるため提出された**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案**については、地方中小都市の再生方策、まちづくり交付金の活用の見通し等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

法の有効期限をそれぞれ5年間延長すること等を内容とする**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**については、両地域における振興開発事業の成果と課題、離島航空路線の運賃引下げの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**航空** 滑走路等の新設事業の推進を図るため提出された**東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案**については、緊急整備事業に対する地方公共団体からの無利子貸付けの趣旨、東京国際空港の国際化の意義、空港再拡張後の騒音問題と飛行ルートの在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、

附帯決議が付された。

**海事・港湾** 近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、平成16年3月に民主党・無所属クラブから「特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案」が、また、4月に自由民主党及び公明党から「特定船舶の入港の禁止に関する法律案」がそれぞれ衆議院に提出された。その後、自由民主党及び公明党と民主党・無所属クラブの間で協議・合意が行われ、両法律案は撤回され、新たに衆議院国土交通委員長提案により**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案**が提出された。委員会においては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法律案提出の背景、入港禁止に係る閣議決定を行う場合の要件、本法制定が対外交渉に及ぼす影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

平成13年9月の米国におけるテロ等を契機として改正されたSOLAS条約（海上人命安全条約）附属書が本年7月1日から発効することを受けて提出された**国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案**については、テロ対策への国の取組、外国船舶監督官及び海上保安官の増員及び装備充実、港湾の保安対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

船舶原動機からの窒素酸化物の放出規制等の措置を講ずるための**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案**及び一般船舶に対し保障契約の締結を義務付ける等の措置を講ずるための**油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案**の両法律案について、委員会では一括して議題とし、排出ガス規制の導入経緯、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る規制の充実、追加基金の創設理由、座礁事故等の処理費用負担の在り方等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

船員の労働時間に係る規制の見直し、船員派遣事業に係る制度の創設、内航海運業に係る参入規制の緩和等の措置を講ずるため提出された**海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案**については、内航海運業の構造改革の推進、船員労務監査の現状と今後の取組、船員保険加入率の向上策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**自動車** 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための**道路運送車両法等の一部を改正する法律案**については、ワンストップサービス導入のメリットと住民基本台帳カードを利用できない住民への対応、個人情報保護の保護対策の充実・強化、自動車保管場所証明審査の迅速化、ワンストップサービスの代行手数料の軽減等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**観光** 公益法人に係る改革を推進するため、旅程管理業務に関する研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定、営業保証金制度の改善等旅行者の利便の増進を図るための所要の措置を講じようとする**旅行業法の一部を改正する法律案**については、旅行業法改正の趣旨、観

光立国実現のための具体策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**住宅・土地** 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案の両法律案について、委員会では一括して議題とし、既存不適格建築物の耐震化、違反建築物の是正対策、特例容積率適用地区の導入による影響、地価公示制度の今後の在り方、不動産鑑定士資格取得制度の見直しと人材の確保方策等について質疑が行われ、建築基準法等改正案について討論の後、建築基準法等改正案は多数をもって、地価公示法及び不動産鑑定評価法改正案は全会一致をもって、いずれも可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議が付された。

### 〔国政調査等〕

3月11日、国土交通行政の基本施策について石原国土交通大臣から所信を聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の1月14日、15日の両日、山梨県及び静岡県において実施した国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月18日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、入札制度の総合的改革、整備新幹線建設への借入金導入、羽田空港再拡張と成田空港の位置付け、観光振興と中国や韓国等からの旅行客増加策、運輸部門の地球温暖化防止対策、都市再生の目標、関西・神戸・静岡空港等の需要予測の実現見通し、道路四公団民営化と政府債務保証、ディーゼル車排出ガス規制強化と買換え融資制度、三菱ふそうトラックのタイヤ脱落事故・リコール問題、公共事業におけるダンピング受注の排除、規制緩和によるタクシーの適正・安全な運行阻害問題、等が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度国土交通省予算等の審査を行い、石原国土交通大臣から説明を聴取した後、21世紀の国土のグランドデザインへの取組、スーパー中枢港湾の選定状況、道路特定財源と自動車ユーザーの過重負担、道路関係四公団の要償還額、「清流ルネッサンス事業」の進捗状況、第三次明日香村整備計画の現状等、淀川水系水資源開発基本計画の検討状況、全日本検数協会神戸支部での労働賃金カット問題、介護輸送用自家用自動車への有償運送許可制導入、等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成16年3月11日(木)(第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について石原国土交通大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成16年3月18日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、佐藤国土交通副大臣、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕杓掛哲男君(自民)、藤野公孝君(自民)、佐藤雄平君(民主)、田名部匡省君(民主)、森本晃司君(公明)、畑野君枝君(共産)、淵上貞雄君(社民)
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成16年3月24日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成十六年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成十六年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(国土交通省所管及び住宅金融公庫)について石原国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、斉藤国土交通大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕藤野公孝君(自民)、池口修次君(民主)、森本晃司君(公明)、大沢辰美君(共産)、淵上貞雄君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。  
〔質疑者〕藤野公孝君(自民)、大江康弘君(民主)、森本晃司君(公明)、富樫練三君(共産)、淵上貞雄君(社民)
- 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案(閣法第12号)(衆議院送付)について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成16年3月25日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案(閣法第12号)

(衆議院送付) について石原国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 藤野公孝君 (自民)、藤井俊男君 (民主)、森本晃司君 (公明)、富樫練三君 (共産)、淵上貞雄君 (社民)

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付) について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月30日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付) について石原国土交通大臣、政府参考人、参考人都市基盤整備公団理事田中久幸君及び同公団理事西川聰君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 佐藤雄平君 (民主)、大江康弘君 (民主)、森本晃司君 (公明)、富樫練三君 (共産)

(閣法第11号) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) を可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案(閣法第12号)(衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第12号) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月1日(木)(第6回)

- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案(閣法第53号)(衆議院送付) について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月6日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。  
〔質疑者〕田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、大沢辰美君（共産）  
（閣法第53号）賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

○平成16年4月8日（木）（第8回）

- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
  - 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
- 以上両案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月13日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
  - 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
- 以上両案について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
- 〔質疑者〕田村公平君（自民）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）
- （閣法第54号）賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民
- （閣法第55号）賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

○平成16年4月15日（木）（第10回）

- 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑

を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第82号）賛成会派 自民、民主、公明、社民  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月22日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

以上両案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月27日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

以上両案について石原国土交通大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、大沢辰美君（共産）、富樫練三君（共産）

（閣法第80号）賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

（閣法第81号）賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産  
欠席会派 社民

なお、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について附帯決議を行った。

○平成16年5月11日（火）（第14回）

○建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

以上両案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月13日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。



○建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

以上両案について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕藤井俊男君（民主）、池口修次君（民主）、弘友和夫君（公明）、富樫練三君（共産）、松谷蒼一郎君（自民）

（閣法第78号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 社民

（閣法第79号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）

以上4案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月18日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）

以上4案について石原国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕杓掛哲男君（自民）、北澤俊美君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、瀧上貞雄君（社民）

○平成16年5月20日（木）（第17回）

○委員派遣を行うことを決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）  
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）  
（衆議院送付）  
日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）  
以上4案について石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君、同公団理事井上啓一君及び本州四国連絡橋公団副総裁倉林公夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村公平君（自民）、谷博之君（民主）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、宮本岳志君（共産）、大沢辰美君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成16年5月25日（火）（第18回）

- 高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）  
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）  
（衆議院送付）  
日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）  
以上4案について参考人静岡県知事石川嘉延君、ジャーナリスト・前特殊法人労連事務局長堤和馬君、社団法人日本自動車連盟（JAF）理事林広敏君、ジャーナリスト櫻井よしこ君、早稲田大学商学部教授杉山雅洋君及び明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授山口不二夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑（午前）

〔質疑者〕 田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、淵上貞雄君（社民）

・質疑（午後）

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成16年5月27日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）  
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）

(衆議院送付)

日本道路公団等民営化関係法施行法案(閣法第115号)(衆議院送付)

以上4案について石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君、同公団理事山本正堯君及び同公団理事奥山裕司君に対し質疑を行った。

[質疑者] 木村仁君(自民)、山下八洲夫君(民主)、池口修次君(民主)、森本晃司君(公明)、富樫練三君(共産)、吉川春子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

○平成16年6月1日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 高速道路株式会社法案(閣法第112号)(衆議院送付)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案(閣法第113号)(衆議院送付)

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案(閣法第114号)(衆議院送付)

日本道路公団等民営化関係法施行法案(閣法第115号)(衆議院送付)

以上4案について小泉内閣総理大臣、石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本道路公団理事奥山裕司君、同公団理事山本正堯君及び同公団総裁近藤剛君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

[質疑者] 谷博之君(民主)、富樫練三君(共産)、淵上貞雄君(社民)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者] 沓掛哲男君(自民)、藤野公孝君(自民)、池口修次君(民主)、森本晃司君(公明)、富樫練三君(共産)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第112号) 賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

(閣法第113号) 賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

(閣法第114号) 賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

(閣法第115号) 賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

なお、4案について附帯決議を行った。

○平成16年6月3日(木)(第21回)

- 景観法案(閣法第38号)(衆議院送付)

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)

以上3案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月10日(木)(第22回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○景観法案(閣法第38号)(衆議院送付)

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)  
都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)

以上3案について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 藤野公孝君(自民)、大江康弘君(民主)、谷博之君(民主)、森本晃司君(公明)、富樫練三君(共産)

(閣法第38号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(閣法第39号)賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

(閣法第40号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、3案について附帯決議を行った。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案(衆第44号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長赤羽一嘉君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月11日(金)(第23回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案(衆第44号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長代理水野賢一君、同中川正春君、同高木陽介君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 大江康弘君(民主)、富樫練三君(共産)、田英夫君(社民)

(衆第44号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

○平成16年6月16日(水)(第24回)

○請願第2650号外91件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第528号外186件を審査した。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

#### 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の 一部を改正する法律案（閣法第10号）

##### 【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の主体的な振興開発を促進するための所要の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ5年間延長し、平成21年3月31日までとする。
- 二、それぞれの法の目的規定に、地域の自立的発展に資することを追加する。
- 三、国は、奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針をそれぞれ定めるものとする。
- 四、当該基本方針に基づき、鹿児島県は奄美群島振興開発計画を、また、東京都は小笠原諸島振興開発計画を定めなければならない。この場合において、鹿児島県又は東京都は、あらかじめ地域内の市町村の案の提出を求め、振興開発計画に当該案の内容をできる限り反映させるものとする。
- 五、国及び地方公共団体は、両地域の振興を図るに当たり、医療の充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進及び人材の育成について適切な配慮をするものとする。
- 六、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する所要の規定を設ける。
- 七、この法律は、一部を除き、平成16年4月1日から施行する。

##### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、奄美群島及び小笠原諸島を取り巻く現状を深く認識し、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針については、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。

また、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画についての協議では、都県が作成した計画内容を十分尊重すること。

- 二、地元の意思を地域振興に反映させるため、市町村、地域住民、関係団体等多様な主体の積極的な参画の下で奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画が策定されるよう十分配慮すること。
- 三、地域の個性と魅力を生かした自主的かつ主体的な振興開発に資するため、地域ごとのニーズに応じた社会資本の整備を図るとともに、ハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。特に、地元主体の地域振興の担い手となる人材の育成に関する施策を積極的に支援すること。

- 四、振興開発事業については、沖縄との均衡を考慮しつつ、本土等との格差の是正のための対策を講じるとともに、課税の特例措置の充実及び財政の弾力的支援など自立的発展を支援するための措置を講じること。
- 五、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、大島紬・黒糖焼酎等地場産業の育成に努めること。また、自然環境の保全にも留意しつつ、新しい時代にふさわしい農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善が図られるよう配慮すること。
- 六、奄美群島振興開発基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的かつ効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、産業の振興のために必要な業務が確実に行われるようその充実強化に努めること。
- 七、小笠原諸島の産業の振興を図るため、世界自然遺産候補地としての推薦に向けて自然環境の保全にも留意しつつ、観光産業を中心とした産業間の連携の強化が図られるよう配慮すること。特に、平成17年春に就航が予定されているT S L（テクノスーパーライナー）を最大限活用した観光振興を図るとともに、空港整備等本土との高速交通の利便性の確保に努めること。
- 八、奄美群島を含む離島航空路線について、離島住民の生活路線であること、また、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等にかんがみ、航空路線の安定的運航の確保及び一層利用しやすい運賃設定に資する環境整備に努めること。
- 右決議する。

## 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

### 【要旨】

本法律案は、平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土利用計画法の一部を次のように改正する。

土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度を廃止する。

二、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

- 1 都市再生基本方針に定める事項に都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項を追加する。
- 2 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針等に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。
- 3 市町村は、交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。）をしようとするとき

は、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならないものとし、国は、市町村に対し、提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公共公益施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

4 市町村は、一定の期間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができるほか、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができ、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うことができる。

5 独立行政法人都市再生機構は、市町村の委託（当該委託に係る契約が平成19年3月31日までに締結されるものに限る。）に基づき、都市再生整備計画の作成及び都市再生整備計画に基づく事業の促進を図るために必要な調査等の業務を行うことができる。

三、この法律は、平成16年4月1日から施行する。ただし、二の1から4までの改正は公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から、二の5の改正は平成16年7月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画作成費等交付金の廃止に当たっては、都道府県等による国土利用計画法に係る職務遂行に支障が生じることのないよう、過不足のない財源の措置を講じること。

二、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画については、まちづくりに関する多様な住民のニーズ及び課題の明確化も含め、わかりやすい目標等が示されるよう配慮すること。

三、まちづくり交付金については、市町村の自主的な都市再生が実現するよう、その運用に万全を期すこと。

また、まちづくり交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、まちづくり交付金を充てた事業等に係る評価について信頼性を有する仕組みを構築し、評価結果を公表するほか、その事業責任の明確化を図ること。

四、市町村の主体性に富んだ都市再生を推進するため、都市計画の決定等に係る権限及び道路整備に係る権限で市町村が希望するものについては、可能な限り移譲されるよう特段の配慮をすること。

五、全国の都市再生の具体化につながるよう、住民主体のまちづくりを支援する専門家、まちづくりNPO等の育成や外部からの人材活用に努めること。

また、地方の中小都市における都市再生のため、独立行政法人都市再生機構は、市町村による都市再生整備計画の作成に積極的に協力するとともに、まちづくりに関する創造的な業務能力の向上とその提供等に努めること。

六、国民生活の質の向上と地域経済社会の的確かつ迅速な自立を図るため、全国の都市再生事業に対する継続性を有する支援を行うこと。

その際、地域の実情にあわせ、各種施策を総合的に推進できるよう特段の配慮をすること。

七、まちづくりという事業特性にかんがみ、地方の活力を高める観点から、国庫補助金の交付金化、統合補助金化等を引き続き推進するとともに、市町村への更なる権限移譲を検討すること。

右決議する。

## 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案 (閣法第12号)

### 【要旨】

本法律案は、東京国際空港における航空機の発着回数の大幅な増加及びこれによる国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運航の確保が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設の工事等に係る緊急整備事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体が国に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、緊急整備事業等の実施に当たっては、空港整備特別会計の厳しい収支状況にかんがみ、設計・施工一括発注方式の履行など入札・契約方式の工夫、PFI方式の導入等民間ノウハウの活用などにより、一層のコスト縮減を図ること。
- 二、地方公共団体から国への無利子貸付けについては、地方公共団体の財政の健全性を確保するため、負担の軽減を図るとともに、国は確実な返済を行うため万全の措置を講じること。
- 三、東京国際空港における飛行ルートの設定等については、航空機騒音等の影響を受ける関係地方公共団体と協議の上、その意見を十分に聴き、環境対策等に万全を期すること。
- 四、羽田再拡張事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体の理解と協力を得つつ周辺地域との調和ある発展に努めること。
- 五、国際定期便の就航に当たっては、旅客の案内ターミナル間の移動の円滑化やバリアフリー化の推進等利用者の利便性及び快適性が確保できるよう努めること。なお、国際拠点空港における旅客の案内乗継ぎの時間を短縮するため、国内線のダイヤ設定等が適切に行われるよう配慮すること。また、空港アクセスの改善に向けて、必要な措置を講じること。
- 六、利用者利便の一層の向上を図るため、新滑走路供用開始後においても、地方路線等航



空ネットワークを充実させるとともに、新規航空会社の参入・拡大に対して適切な条件整備を引き続き行うなど航空会社間の適正な自由競争を促進させるよう努めること。

七、航空機の運航の安全性の確保及びハイジャック・テロ等に対する保安対策に必要な措置を引き続き講じること。

右決議する。

## 景観法案（閣法第38号）

### 【要旨】

本法律案は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、良好な景観の整備及び保全を図ること等を目的とした基本理念を定めることとする。

二、基本理念にのっとり、国は良好な景観の形成に関する総合的な施策を、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた良好な景観の形成の促進に関する施策をそれぞれ策定し、及び実施する責務を有する。また、事業者及び住民は、良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならないこととする。

三、景観行政団体（都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政を行う市町村。）は、景観計画を定めることができることとする。また、住民等は景観計画の提案をすることができることとする。

四、景観計画区域内の建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、景観行政団体の長は、必要な場合に建築物等の形態又は色彩その他の意匠に関する変更命令を出すことができることとする。

五、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定するとともに、その現状変更には景観行政団体の長の許可を必要とするよう措置する。また、景観整備機構（良好な景観の形成のための業務を行うために、景観行政団体の長が指定することができる公益法人や特定非営利活動法人。）が管理協定を締結し、景観重要建造物等の管理をすることができるよう措置する。

六、景観計画に定められた道路、河川等の景観重要公共施設については、景観計画に即して整備することとし、景観計画に定める基準を景観重要公共施設の許可の基準に追加できることとする。また、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例について定めることとする。

七、景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観農業振興地域整備計画を定め、当該区域内における土地利用についての勧告、景観整備機構による農地の権利取得等ができるよう措置する。

八、市町村は、市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に、建築物の形態意匠の制限等を定める景観地区を定めることができることとする。

九、景観地区内で建築物の建築等をしようとする者は、当該建築物の形態意匠が景観地区

の都市計画で定める建築物の形態意匠の制限に適合することについて、市町村長の認定を受けなければならないこととする。

十、市町村は、景観地区内の工作物について、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めることができることとする。

十一、景観計画区域内の一団の土地所有者等は、その全員の同意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定める景観協定を締結することができることとする。

十二、罰則について所要の規定を設けることとする。

十三、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、景観地区等の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### **【景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全会法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】**

国民共有の財産であり後世に伝承すべき良好な景観と緑の保全・創出を図るため、地域特性に応じ、市町村の主体性を尊重した施策を展開し、我が国全体として美しい国づくりに資する政策を指向すべきである。

以上の観点を踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、住民、事業者等の多様な主体の参加を図るため、景観法の基本理念の啓発普及、景観・緑に関する教育の充実に努めること。

二、景観法の施行に当たっては、地方公共団体の自主的な取組に支障を生じないように配慮するとともに、先進的な取組事例に関する情報提供、専門家の育成等ソフト面での支援及び交付金・補助金等税財政上の支援の充実に努めること。

三、景観計画の策定、景観地区等の都市計画の決定等に当たっては、住民への情報提供や住民意見の適切な反映がなされるようにするとともに、まちづくりNPOや専門家が適切に活用されるようにすること。

特に、建築物等に関する形態意匠の制限については、住民に対しその内容が十分に周知されるよう留意すること。

四、公共事業の実施に当たっては、景観アセスメントシステムの確立、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと。

五、景観形成事業推進費については、地域の個性ある景観形成に資するものとなるよう、その取扱いに十分留意すること。

また、同推進費の配分及び実施状況について、その透明性を確保するとともに、同推進費が効果的かつ効率的に使用されるようにすること。

六、屋外広告物は景観に大きな影響を与えることにかんがみ、屋外広告物条例違反に対し適切な措置が講じられるよう地方公共団体を支援すること。

また、屋外広告物条例の規制内容の拡大に当たっては、関係者の理解を得つつ、既存

・ 広告物についても一定期間を経過した後、当該条例に適合することとなるよう、適切な助言、支援等を行うこと。

七、屋外広告物の美観、安全性の確保等の観点から、不良・不適格業者の排除及び業界の指導・育成等に十分配慮するとともに、屋外広告業者の知識・技能の向上等に向けた環境整備を行うこと。

八、緑の拠点となる都市公園等の緑地と道路・河川等の公共公益施設との連携を強化するとともに、遊休地等を活用した借地公園や立体都市公園の整備を積極的に推進すること。

また、NPO、民間事業者等により公園施設の設置又は管理が行われる場合において、その円滑かつ適切な運用を期すこと。

九、減少傾向にある都市の緑の確保を図るため、地方公共団体等による保全すべき緑地の買取りや屋上・壁面緑化を含む民有地の緑化を推進するための助成措置等に関し、財政上の支援を検討すること。

十、失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。

十一、無電柱化の推進は、良好な景観の形成に加え、防災対策等にも資することから、幹線道路を始めとして、これを積極的に推進するとともに、その実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めること。

また、事業者に対する金融・税制上の支援措置の充実に努めること。

十二、より良好な景観形成を図るため、都市計画法、建築基準法等の関係法令の中に景観を明確に位置付けることも含め、景観法制の在り方について更なる検討を行うこと。

右決議する。

## 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第39号）

### 【要旨】

本法律案は、景観法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、都市計画法の一部を次のように改正する。

- 1 都市計画の地域地区について、美観地区を廃止し、景観地区を追加することとする。
- 2 景観行政団体は、条例で開発許可基準に景観計画に定める基準を追加することができることとする。

二、建築基準法の一部を次のように改正する。

- 1 景観地区内における建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度等に関する建築規制を定めるとともに、準景観地区においては、市町村の条例で、景観地区に準じた建築規制を定めることができることとする。
- 2 市町村は、景観重要建造物である建築物について、国土交通大臣の承認を得て、条例で、外観に影響を及ぼす建ぺい率や斜線制限等の制限を緩和することができることとする。

とする。

三、屋外広告物法の一部を次のように改正する。

- 1 景観計画に屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示等の事項が定められた場合には、景観行政団体の条例は、当該景観計画に即したものでなければならないこととする。
- 2 広告物の表示等を禁止することができる物件に、景観重要建造物等を追加する。
- 3 条例で広告物の表示等について許可制等の制限をすることができる区域を全国に拡大する。
- 4 違反広告物の除却等の命令違反があった場合における代執行の要件について、行政代執行法の特例を設ける。
- 5 簡易除却制度について、その対象にはり札に類する広告物、広告旗等を追加するとともに、表示されてから相当期間の経過の要件を廃止する。
- 6 略式代執行又は簡易除却を行った広告物等に係る保管、売却、廃棄等の手続を整備する。
- 7 都道府県は、条例で屋外広告業を営もうとする者の登録制度を設けることができることとする。
- 8 都道府県は、広告物等の規制に関する条例の制定又は改廃に関する事務について、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村が処理することができることとする。

四、都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

都市開発資金の無利子貸付けの対象となる土地区画整理事業に、施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれるものを追加する。

五、施行期日

この法律は、景観地区に係る規定等を除き、景観法の施行の日から施行する。

**【附帯決議】**

景観法案（閣法第38号）と同一内容の附帯決議が行われている。

**都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）**

**【要旨】**

本法律案は、都市における緑地の保全及び緑化の推進並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市緑地保全法の一部改正

- 1 法律の題名を「都市緑地法」に改める。
- 2 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の計画事項に、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項を追加する。

- 3 都道府県は、都市計画に緑地保全地域を定めることができるものとし、当該地域内において建築物その他の工作物の新築、木竹の伐採等を行おうとする者は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。
- 4 市町村は、地区計画等に定められた現に存する樹林地、草地等の区域について、条例で、当該区域内における建築物その他の工作物の新築、木竹の伐採等の行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができるものとする。
- 5 市町村は、都市計画に緑化地域を定めることができるものとし、当該地域内においては、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等をしようとする者は当該建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（以下、「緑化率」という。）を都市計画に定められた緑化率の最低限度以上でなければならないものとする。

また、市町村は、地区整備計画等に定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築等に関する制限として定めることができるものとする。

## 二、都市公園法の一部改正

- 1 公園管理者以外の者が公園施設を設置することができる場合として、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものを追加する。
  - 2 借地方式による都市公園について、当該賃貸借契約が終了した場合等を、都市公園の保存の例外とする。
  - 3 都市公園の区域を立体的区域とすることのできる立体都市公園の制度を創設する。
  - 4 公園管理者が必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができないためその措置を自ら行った場合において、当該措置に係る工作物等を保管しなければならないものとするほか、公示、売却、代金の保管、廃棄等の手続を整備する。
- 三、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律を改正し、地方公共団体等が土地の所有者等と管理協定を締結して当該協定に係る緑地の管理を行うことができる制度を首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域に創設する。

四、都市計画法を改正し地区計画等の法定計画事項に建築物の緑化率の最低限度及び樹林地、草地等の保全に関する事項を追加するほか、その他所要の改正を行う。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 【附帯決議】

景観法案（閣法第38号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第53号）

### 【要旨】

本法律案は、平成14年12月12日に採択された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）附属書」の改正に伴い、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、目的

この法律は、国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

## 二、国際航海船舶の保安の確保

国際航海船舶の所有者は、保安規程の作成及び実施、船舶警報通報装置の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認及び船舶の検査を受け、船舶保安証書の交付を受けなければならない。

## 三、国際港湾施設の保安の確保

国際埠頭施設等の管理者等は、保安規程の作成及び実施、保安設備の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認を受けなければならない。

## 四、国際航海船舶の入港に係る規制

海上保安庁長官は、本邦の港に入港しようとする国際航海船舶等の船長に船舶保安情報を通報させ、必要に応じて、当該船舶に対して立入検査等を行い、その結果等から合理的に判断して、当該船舶に起因して国際港湾施設等に対して急迫した危険が生じるおそれがあり、かつ、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、入港の禁止等の措置を講ずることとする。

## 五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成14年12月12日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）

### 【要旨】

本法律案は、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」（以下「議定書」という。）の実施に伴い、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出の規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の題名を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改めるとともに、その目的に船舶からの排出ガスによる大気汚染等の防止を加える。

二、船舶用原動機からの窒素酸化物の放出基準の定めに基づき、国土交通大臣の行う放出

量確認及び原動機取扱手引書の承認の義務付け並びに承認を受けた原動機に対する国際大気汚染防止原動機証書の交付を行うとともに、一定の船舶に設置される原動機は、承認を受けた原動機取扱手引書等に従い、船舶に設置し、及び運転することを義務付ける。

三、船舶用燃料油について、海域ごとに、硫黄分濃度が基準に適合するものの使用を義務付ける。

四、国土交通大臣が指定する港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みが行われる一定の船舶について、大気汚染を防止するための設備の設置等を義務付ける。

五、船舶は、オゾン層破壊物質を含む設備を設置等して航行の用に供してはならない。

六、船舶内において生ずる一定の油等については船舶における焼却を禁止するとともに、これ以外の油等については技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いることを義務付ける。

七、一定の船舶には、その大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合していることについて、国土交通大臣の行う定期検査、中間検査等の検査を義務付けるとともに、定期検査に合格した船舶には海洋汚染等防止証書を、さらに、国際航海に従事する船舶には国際海洋汚染等防止証書を交付する。

また、本邦の港等にある外国船舶を含め、当該設備が技術基準に適合していないと認められる船舶に対し、その改造等を命じ、又は航行停止処分等を行うことができる。

八、独立行政法人海上災害防止センターの主たる事務所の所在地を神奈川県とする。

九、重油販売業者については、規格に適合しない船舶等燃料用重油の販売を禁止するとともに、特定の船舶等の燃料として販売するときはその使用者に対して書面の交付及び試料の提出並びに当該書面の写しの保存を義務付ける。

また、重油生産業者等について、重油を船舶等の燃料として販売しようとするときは、当該重油が重油規格に適合することについての確認を義務付けるとともに、特定の船舶等の燃料として販売する重油販売業者から書面の交付を求められたときは当該書面の交付を義務付ける。

十、この法律の施行期日は、原則として議定書が日本国について効力を生ずる日とする。

## 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

### 【要旨】

本法律案は、「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」（以下「議定書」という。）の実施に伴い、現行の補償限度額を超えるタンカー油濁損害及びタンカー以外の船舶（以下「一般船舶」という。）に係る油濁損害等による被害者の保護を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

二、油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金（以下「追加基金」という。）に対する被害者の補償の請求その他必要な規定を設けるとともに、その責任制限手続に係

る必要な規定を設ける。

- 三、一般船舶に係る油濁損害について、一般船舶所有者等は連帯してその損害を賠償する責めに任ずるとともに、その責任の制限については、責任制限法の定めるところによる。
- 四、一般船舶について油濁損害の賠償等に係る保障契約が締結されていない等の場合、日本国籍を有する一般船舶（総トン数が100トン以上のものに限る。以下同じ。）は、国際航海に従事させてはならず、日本国籍を有しない一般船舶は、本邦内の港に入港等をしてはならない。
- 五、本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をしようとする特定船舶の船長は、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、保障契約の締結の有無等を国土交通大臣に通報しなければならない。
- 六、国土交通大臣は、その職員に、本邦内の港又は係留施設にある当該特定船舶への立入検査をさせることができる。また、規定に違反する事実があると認めるときは、当該特定船舶の船長又は所有者等に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置等を命ずることができる。
- 七、この法律の施行期日は、追加基金に係る改正規定については、議定書が日本国について効力を生ずる日、一般船舶油濁損害賠償等に係る改正規定については、一部を除き、平成17年3月1日とする。

## 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、著しく危険又は有害となるおそれがある一定の用途及び規模の既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度を創設する。
- 二、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（一定の用途及び規模のものに限る。）について、劣化の状況を定期的に点検することを義務付ける等建築物に係る報告、検査等の制度の充実及び強化を行う。
- 三、住宅の用途に供する地階を有する建築物について、地方公共団体は、必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、容積率算定の基礎となる地盤面を別に定めることができるものとする。
- 四、1団地内の1の建築物であって、特定行政庁が当該建築物の位置及び構造について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該1団地を当該建築物の1の敷地とみなして、当該建築物に係る容積率制限、斜線制限等を適用する。
- 五、既存不適格建築物について、2以上の工事に分けて増改築等を含む工事を行う場合において、その全体計画を特定行政庁が認定した場合には、工事に係る部分ごとに順次基準に適合させることを可能とする等規制の合理化を行う。



- 六、違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を引き上げるほか、不特定又は多数の者が利用する建築物等に関する是正命令違反のうち、一定のものについて、その法人に対して1億円以下の罰金刑を科する等、罰則の引上げ及び両罰規定の整備を行う。
- 七、各省各庁の所管に属する一定の建築物（二に規定するものを除く。）について、劣化の状況を定期的に点検することを義務付けるとともに、国土交通大臣は、保全の基準を定め、関係国家機関に対し、その実施に関する勧告、報告の要求等を行うことができるものとする。
- 八、商業地域について都市計画に定める事項のうち特例容積率適用区域を廃止し、都市計画の地域地区として、特例容積率適用地区を追加するとともに、同地区に関する都市計画には、一定の場合、建築物の高さの最高限度を定めることができるものとする。
- 九、防災街区整備事業組合に関する法人税法及び消費税法に関する法令の規定の適用について、公益法人等とみなす特例措置を設ける。
- 十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、個人住宅の耐震化をはじめとする既存建築物の安全・衛生に係る性能の確保を早期に促進するため、簡易・安価な診断・改修手法の開発、補助・融資・税制等支援制度の普及・充実を図るとともに、住宅所有者等が信頼して利用できる総合的な相談体制の整備等に努めること。
- 二、著しく危険又は有害となるおそれがある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設に当たっては、適時適切に勧告及び是正命令が行われるよう、具体的な勧告基準、是正命令基準を定めるとともに、特定行政庁に対し必要な助言・援助等を行うこと。
- 三、不特定又は多数の者が利用する建築物の定期報告制度については、未だ多くの建築物において定期報告がなされていない状況にあることから、定期報告率の向上と実施内容の充実に努めること。  
また、建築物の利用者が定期報告の有無等につきチェックできる仕組み、定期報告を怠っている悪質な所有者等に関する情報公表制度等を早急に検討すること。
- 四、中間検査及び完了検査の実施率の一層の向上を図るとともに、消防・警察部局、NPO等と連携しつつ、違反建築物の把握とその是正のための対策が確実に行われるように努めること。
- 五、特例容積率適用地区制度については、近隣紛争の発生を防止し、良好な街なみや都市景観を維持するため、地域住民の意見が十分に反映されるよう、特段の配慮をすること。
- 六、2以上の工事に分けて行う既存不適格建築物の増築等に関しては、全体計画の達成が

一定期間内に確実に行われるよう、特段の配慮をすること。

七、自動回転扉等については、国民が安心して利用できるよう、その安全性の確保に十分留意し、安全基準及び管理体制の一層の整備に努めること。

右決議する。

## 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地価公示法の一部を次のように改正する。

都市計画区域内に加え、都市計画区域外の土地取引が相当程度見込まれる区域においても地価公示を行うものとする。

二、不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

1 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価を行うほか、それぞれその名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることを業とすることができるものとする。

2 不動産鑑定士試験を短答式及び論文式による1回2段階に簡素合理化し、試験に合格した者であって、国土交通大臣の登録を受けた実務修習機関が行う実務修習を修了し、国土交通大臣の確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有するものとする。

これに伴い、不動産鑑定士補の資格制度を廃止する。

三、この法律は、平成17年4月1日から施行する。ただし、二の2の改正は平成18年2月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地価公示制度については、土地取引及び固定資産税等の課税など、国民生活に深く関わることにかんがみ、その公正性及び透明性を確保し、公示価格への信頼が損なわれることのないよう一層の努力を払うこと。

二、不動産鑑定士等の業務の遂行に当たっては、業務が適正に行われるよう努め、依頼者や第三者の信頼の保護に万全を期すこと。

また、高度な知識・経験・判断力が体得できるよう充実した研修機会が確保され、多様化・高度化している不動産鑑定評価のニーズに通用し得る専門的な能力が養成されるよう配慮すること。

三、不動産鑑定士試験制度が簡素合理化されることにかんがみ、その管理・運営に当たっては、優秀な資質を有する人材を将来に渡って確保するとともに、実務修習の充実を図りその能力の習得について適切に対応すること。

四、今後の地価公示制度については、官民の不動産取引価格情報の公表への取組みの動向等を勘案しつつ、見直しを含め、その在り方についての検討を行うこと。

右決議する。

### 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、旅程管理業務に関する研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定、営業保証金制度の改善等旅行者の利便の増進を図るための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな旅行契約の態様として、旅行業者が旅行計画を作成するとともに、運送又は宿泊のサービスの提供に係る契約を締結する企画旅行契約を設定する。

二、旅行業務取扱主任者の名称を旅行業務取扱管理者に改め、旅行計画の作成等に対する管理及び監督に関する事務を追加する。

三、旅行業者は、企画旅行に関し、その円滑な実施を確保するために必要な措置（旅程管理業務）を講じなければならないこととする。

四、旅程管理研修の課程に係る指定制度を登録制度に改める。

五、旅行業者等又はその従業者等が、その取り扱う旅行業務に関連して、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させる行為を行うことを禁止する。

六、国土交通大臣は、旅行業者の代理業者に対し、旅行業であると誤認などさせないための措置を命ずることができることとするとともに、所属旅行業者は、原則として代理業者が旅行者に加えた損害の賠償責任を有することとする。

七、旅行業者が供託している営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象を、当該旅行業者等と取引をした旅行者のみに限定する。

八、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとするとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置を定める。

### 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、我が国の海上運送事業をめぐる近年の厳しい経営環境等に対応して、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、同事業の活性化を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、船員法の一部を次のように改正する。

1 船舶所有者が労働組合等との協定により海員に時間外労働をさせることができるこ

ととする等労働時間規制の見直しを行う。

- 2 船員の雇入契約の公認制から届出制への緩和、船員法等に違反した船舶所有者等に対する船員労務官の監督権限の強化等のための規定を設ける。

## 二、船員職業安定法の一部を次のように改正する。

- 1 自己の常時雇用する船員について船員派遣事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けることにより、これを行うことができることとする。
- 2 学校等の施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該学校等の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとする。

## 三、内航海運業法の一部を次のように改正する。

- 1 内航海運業に係る参入規制を許可制から登録制へ緩和する。
- 2 内航運送業と内航船舶貸渡業の事業区分を廃止し、すべての内航海運業者は、荷主との運送契約を締結することができることとする。
- 3 運送を行う内航海運業者は、運航管理規程の作成及び運航管理者の選任を行い、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。

## 四、施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、船員の恒常的な長時間労働を是正するため、他業種での事例並びに船員労働の特殊性を踏まえつつ、航海当直、荷役作業、食料の調達供給等船員の労働時間の定義及び船舶の安全航行の確保に係る臨時労働の内容について、それぞれ規定上の明確化を図るとともに、船員に対する労働条件の明示の徹底に努めること。
- 二、内航貨物船の定員規制に関し、1日8時間、週平均40時間という労働時間規制の原則を前提とした「標準定員」が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 三、船員法等の実効性が一層確保されるよう、情報照会システム及びポイント付加制の実用化を急ぐなど船員労務監査業務の充実を図ること。

また、船員の労働条件・労働環境に関する事後チェック体制の確立と実行を図ること。

- 四、常用雇用型船員派遣事業の導入に当たっては、派遣船員の同意を前提としつつ適正な運営が行われるよう、事業の許可及び就業に際してのチェックを厳正に実施すること。
- 五、平成6年の船員法改正時の参議院運輸委員会附帯決議に盛り込まれた内航海運業の運賃・用船料の適正化について、必ずしも十分な改善効果が上がっていない実状にかんがみ、内航海運業の一層の健全化を図るため、その適正化に係る環境整備に努めること。
- 六、内航海運の活性化を図るため、内航海運暫定措置事業を円滑かつ着実に実施すること。
- 七、内航海運事業が極めて重要であることにかんがみ、モーダルシフトの推進も考慮に入れつつ、輸送秩序の維持及び運航の安全性の確保に十分留意した、海上輸送ネットワーク

クの構築が図られるよう努めること。

右決議する。

## 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、道路運送車両法等の規定に基づく自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図るため、これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことができるよう所要の規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自動車の新規登録等の申請をする者は、譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関（以下「処理機関」という。）に提供されたことを申請書に記載することをもって証明書の提出に代えることができる。
- 二、自動車を譲渡する者は、譲受人の承諾を得て、譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法により処理機関に提供することができることとし、当該記載事項が処理機関に提供されたときは、譲渡証明書を譲受人に交付したものとみなす。
- 三、譲渡証明書等に記載すべき事項の提供を受け、当該提供者についての本人確認を行い、国土交通大臣の照会に対して回答する業務を行おうとする者の申請により、国土交通大臣は、一定の基準を満たす場合には処理機関として登録することとし、所要の監督を行うこととする。
- 四、自動車の継続検査の申請をする者が行うこととされている自動車税等の滞納がないことを証する書面の提示については、国土交通大臣が自動車税等を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。
- 五、電子情報処理組織を使用して自動車の新規登録等の申請等をする者が、一定の期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣は、当該申請等を却下することができる。
- 六、回送運行の許可を営業所単位から事業所単位に変更するとともに、回送運行の許可及び許可証の有効期間について、それぞれ5年以内及び1年以内に延長する。
- 七、自動車の新規登録等に係る処分を受けようとする者は、保険会社に委託して、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により処理機関に提供することができることとし、当該記載事項が処理機関に提供されたときは、自動車損害賠償責任保険証明書を行政庁に提示したものとみなす。
- 八、自動車の新規登録等に係る処分を受けようとする者は、警察署長に対して、自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知を行政庁に行うべきことを申請したとき、行政庁に対する書面の提出を行わなくてもよいこととする。また、行政庁は、書面の提出又は通知がないときは、処分をしない。
- 九、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けようとする者は、資金管理法人に委託して預託証明書に相当する通知を処理機関に対して行ったときは、預託証

明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。

十、この法律は、一部を除き、平成17年12月31日までの間において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、自動車関係手続のワンストップサービスの導入に当たっては、個人情報漏洩した際には回復しがたい損害を引き起こすことから、個人情報の保護対策を十分に講じ、国民の納得が得られるようシステムの信頼性・安全性の確保に万全を期し、その普及・促進に努めること。

二、本サービス導入の効果を最大限に生かすため、利用者にとって使い易く分かり易いことなど利用者利便の一層の向上を図るとともに、現在数日を要している自動車保管場所証明書の標準処理日数の短縮を指導すること。

三、登録情報処理機関がシステムの設計・運用を行うに当たっては、関係行政機関と効率的かつ確実に連携出来る仕組みを構築するとともに、個人情報の正確性の確保、その保護・管理に万全の責務を果たすように、国として指導に努めること。

四、自動車の所有者等の負担の軽減を図るという制度の趣旨にかんがみ、登録手数料等各種利用者手数料及び登録情報処理機関の手数料について、その算定の内容が利用者に明らかになるよう努め、本サービスの円滑な運用を行うこと。

右決議する。

### 高速道路株式会社法案（閣法第112号）

#### 【要旨】

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

二、政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。

三、会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 1 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築
- 2 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り

受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理

3 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理

4 国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

5 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、1から4までに掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

ロ 国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設等

四、会社は、会社の区分に応じて事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、国土交通大臣の認可を受けて、三の1から3までの事業を営むことができる。

五、会社は、三の事業以外の事業を営むことができるものとし、その場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

六、会社は、三の1又は2の事業を営もうとするときは、あらかじめ、機構と、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

七、会社は、おおむね5年ごとに、三の1又は2の事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる等とする。

八、会社は、新株等の発行等、代表取締役等の選定等の決議、事業計画等については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督規定について所要の規定を設ける。

九、この法律は、一部を除き、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行する。

十、政府は、本州四国連絡高速道路株式会社について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時において、同社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な措置を講ずる。

十一、政府は、当分の間、三の1及び2の事業に要する経費に充てるため、会社の債務について、保証契約をすることができる。

**【高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案に対する附帯決議】**

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国

が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、45年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達を図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため3社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明解なものとする。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員を選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うSA・PA等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図ると



ともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の用途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）

### 【要旨】

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化の円滑な実施を図るため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構は、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

二、機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
- 2 道路関係四公団から承継した債務（以下「承継債務」という。）の返済を行うこと。
- 3 会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済を行うこと。
- 4 政府又は地方公共団体から受けた出資金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、それぞれ、高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。
- 5 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 6 地方公共団体から交付された補助金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、それぞれ、高速道路の新設、改築等に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

三、機構は、二の業務を行おうとするときは、あらかじめ、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、次の事項をその内容に含む協定を締結しなければならない。

- 1 協定の対象となる高速道路の路線名
- 2 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕の工事の内容
- 3 2の工事に要する費用に係る債務等であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 4 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 5 会社が徴収する料金の額及びその徴収期間

四、機構は、おおむね5年ごとに、業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、

会社に対し、協定の変更を申し出ることができる。

- 五、機構は、会社と協定を締結したときは、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、工事の内容、貸付料の額等を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 六、機構は、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する時において、認可業務実施計画に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築等に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。
- 七、機構は、認可業務実施計画に従い、会社に対し、その保有する道路資産を貸し付けるとともに、会社から、当該道路資産に係る貸付料を徴収しなければならない。また、貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入と併せて、機構の業務に要する費用その他の費用を、その貸付期間内に償うものでなければならない。
- 八、機構の業務における利益及び損失の処理について所要の規定を設ける。
- 九、機構は、業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券を発行することができる。
- 十、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務について保証することができる。
- 十一、機構は、この法律の施行の日から起算して45年を経過する日までに解散するものとするとともに、解散の日までに、承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない。
- 十二、この法律は、一部を除き、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行する。

#### 【附帯決議】

高速道路株式会社法案（閣法第112号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）

##### 【要旨】

本法律案は、日本道路公団等の民営化に伴い、道路関係法律について所要の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

- 1 日本道路公団等による道路の新設、改築等に関する規定を削除する。
- 2 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路の新設又は改築をし、供用約款の定めに基づき料金を徴収するこ

とができる。

- 3 会社は、2の許可を受けて新設又は改築をした高速道路については、工事完了の日の翌日から料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。その場合において、会社は、道路法に基づく通行の禁止又は制限のため、機構の要請に基づき必要な措置を講じなければならない。
- 4 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - イ 会社が管理する高速道路にあっては、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
  - ロ イ以外の道路にあっては、当該道路の新設、改築等に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
  - ハ 会社が管理する高速道路（全国路線網又は地域路線網に属するものに限る。）又は指定都市高速道路にあっては、公正妥当なものであること。
  - ニ ハの高速道路以外の道路にあっては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。
- 5 会社が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日とするとともに、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して45年を超えてはならない。
- 6 道路資産等の帰属については、次のように定める。
  - イ 会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属する。

なお、会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて道路資産帰属計画を定めるときは、当該計画に係る道路資産は、当該計画に従い機構に帰属する。
  - ロ 会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、当該会社に帰属する。
- 7 機構に帰属した道路資産等は、料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者（道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）に帰属する。
- 8 罰則に関する所要の規定を整備する。

## 二、道路法の一部を次のように改正する。

- 1 自動車専用道路と連結することができる施設として、休憩所、給油所その他の施設等を追加する。
- 2 道路管理者の許可等を受けて自動車専用道路と連結する1の施設等の管理者は、一定の基準に従い当該施設の維持管理をしなければならない。
- 3 道路管理者は、1に掲げる施設等の自動車専用道路との連結につき、地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める額の基準及び徴収方法に従い、連結料を徴収することができる。
- 4 罰則に関する所要の規定を整備する。

## 三、高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

- 1 国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を定め、変更しようとするときは、政令で定める事項について国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない。
- 2 高速自動車国道と連結することができる施設として、休憩所、給油所その他の施設等を追加する。
- 3 罰則に関する所要の規定を整備する。

四、地方道路公団法の一部を次のように改正する。

- 1 地方道路公社の業務について、道路の管理を委託する者として日本道路公団等3公団を削り、会社を加える。
- 2 地方道路公社の余裕金の運用の方法として、国土交通大臣の指定する有価証券、国土交通大臣の指定する金融機関への預金等を追加する。
- 3 罰則に関する所要の規定を整備する。

五、この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行する。

**【附帯決議】**

高速道路株式会社法案（閣法第112号）と同一内容の附帯決議が行われている。

**日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）**

**【要旨】**

本法律案は、高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法及び日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）の設立に関し、設立委員の任命その他必要な事項を定める。
- 二、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の設立に関して必要な事項を定める。
- 三、国土交通大臣は、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針を定め、公団に対し、会社及び機構ごとに、当該基本方針に基づく実施計画を作成すべきことを指示する。
- 四、公団は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、実施計画において定めるところに従い、会社及び機構が承継する。
- 五、国土交通大臣は、会社及び機構の成立の時までに、供用中及び建設中の高速道路について、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、暫定期間内の会社の事業及び機構の業務の内容を定める暫定協定を定める。
- 六、供用中の高速道路の維持、修繕等、暫定期間内における建設中の高速道路の新設又は

改築、及び計画決定済みの高速道路の新設又は改築に関する調査は、当該高速道路を事業の範囲とする会社（以下「事業範囲会社」という。）が行わなければならない。

七、国土交通大臣は、会社の成立の日から4月以内に、建設中及び計画決定済みの高速道路のうち会社が新設又は改築を行うべきもの及びその会社を指定することができるものとし、その場合、あらかじめ、指定をしようとする会社（以下「事業会社」という。）と協議をしなければならない。事業会社との協議は、まず、事業範囲会社と行い、その協議がととのわない場合においては、他の事業会社と行う。

八、国土交通大臣は、七の協議の結果、いずれの事業会社とも協議がととのわなかった場合において、なお高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し、これを行うことができないと思料する理由の申出を求めなければならない。

九、国土交通大臣は、理由の申出があったときは、当該理由が正当であるか否かについて、社会資本整備審議会の意見を求めなければならないものとし、当該理由が正当なものであると認めるときは、当該理由の申出に係る高速道路及び事業会社については、七の指定をすることができない。

十、会社及び機構は、成立の日から4月に2月を加えた期間内に、供用中の高速道路、暫定期間内に工事が完了した高速道路及び新設又は改築を行うべきものとして指定を受けた高速道路について、新たに協定を締結し、これに基づき、機構にあつては業務実施計画の認可を、会社にあつては新設、改築等の許可を受けなければならない。

十一、日本道路公団法、道路関係四公団民営化推進委員会設置法等の5法律を廃止するとともに、関係法律について所要の整備等を行う。

十二、この法律は、一部を除き、平成18年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

十三、政府は、この法律の施行後10年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 【附帯決議】

高速道路株式会社法案（閣法第112号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（衆第44号）

#### 【要旨】

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定船舶

この法律において「特定船舶」とは、特定の外国の国籍を有する船舶、一定の期間に特定の外国の港に寄港した船舶及び特定の外国と特定の関係を有する船舶のうち、二の閣議決定で定めるものをいう。

#### 二、入港禁止の決定

- 1 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。
- 2 1の閣議決定においては、入港禁止の理由、特定の外国、特定船舶、入港禁止の期間等を定めなければならない。

### 三、告示及び国会の承認

- 1 二の閣議決定があったときは、直ちに、その内容を告示し、その告示の日から20日以内に国会に付議して、入港禁止の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。
- 2 政府は、1の場合において不承認の議決があったときは、速やかに入港禁止の実施を終了させなければならない。

### 四、入港禁止の実施及び終了

- 1 二の閣議決定があったときは、特定船舶の船長は、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、特定船舶が本邦の港に入港している場合においては、当該閣議決定で定める期日までに、本邦の港から出航させなければならない。ただし、遭難又は人道上の配慮等やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会がその実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、当該入港禁止の全部又は一部の実施を終了することを決定しなければならない。

### 五、国際約束の誠実な履行

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。

### 六、罰則

四の1に違反した船長は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 七、その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。
- 2 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずるものとする。